

# 「谷中霊園再生のあり方について」答申 の概要

平成17年5月18日

東京都公園審議会

## 第1 基本的な考え方

区部霊園については、将来的に都市公園として都民の利用に供することを目指してきたが、長期間を要する困難な事業であるといえる。このため、平成14年12月、本審議会は、区部霊園の自然資源や歴史的な人文資源を都民共有の財産と捉え、広く都民が利用できるよう、区部霊園を、「霊園」と「公園」が共存する空間として再生すべきと答申した。

この答申における区部霊園再生の考え方は、区部霊園に、故人を追憶するための場としての役割のみならず、都市の歴史を後世に伝える場や、都市の貴重なオープンスペース、地域を特徴づける空間などの役割を求めるものである。

区部霊園の再生とは、霊園のみならず、東京のまちづくり、地域づくりに寄与する取り組みであり、これが区部霊園の再生を積極的に進める意義である。

谷中霊園再生のあり方の検討にあっては、このような考え方に基づき進めることとする。

## 第2 谷中霊園の現況

### 1 谷中霊園の概要（本文P2）

谷中霊園は台東区北西部の台地上にあり、区部霊園で3番目の大きさである。

敷地境界が入り組み、周囲の寺院墓地等と直接接している部分が多く、また、寺院墓地が飛び地として混在している。

総面積は約10.3haであり、そのおよそ半分が墓所である。

園内は通勤や通学の道として使用され、散策の場としても多くの人を訪れている。

### 2 緑環境と谷中霊園（本文P4）

霊園の東側は、武蔵野台地と東京低地との間の崖線<sup>がいせん</sup>である。

飛鳥山から上野へと続く崖線とその周囲の台地上の緑は、日比谷、芝、品川と連なり、区部における南北の緑の骨格軸を形成している。

園内には地域景観を形づくる大木が多く、都心部に残された貴重な緑の空間である。

主な園路沿いには桜並木があり、桜の時期には多くの人出がある。



(図 - 6 園内の樹木の分布)

### 3 歴史・文化から見た谷中霊園（本文P8）

谷中は、震災や戦災の影響が比較的少なく、今も多くの寺院や路地、木造の建物などが残る地域である。

霊園の敷地は幸田露伴作「五重塔」で有名な天王寺に由来し、今の桜通りは参道であった。五重塔は昭和32年に焼失し、礎石が史跡となっている。

園内には江戸の旧道の形を残した園路や藩主・文人などの著名人の墓所等、多くの歴史資源がある。

谷中には、文人たちゆかりの場所や商店、歴史的な建物などを巡りながらまちを散策する「まちあるき」客が多く、霊園にも多くの人が訪れる。



天王寺五重塔跡（都指定史跡）



桜通り

### 4 谷中のまちづくりの状況（本文P12）

伝統的な町並みや地域コミュニティなどが引き継がれている一方、開発と住環境との調和、緑地等の減少、歴史的建物の喪失、防災性の向上等が課題となっている。

地域では、町会や各地域団体の活動が盛んであり、住民自ら「まちづくり憲章」を制定し、「まちづくり協議会」を設立され、まちづくりの土壌が育まれつつある。



谷中に残る伝統的な木造建築  
（旧吉田屋酒店 台東区指定有形民俗文化財）



斜面地の緑（谷中5丁目地内）

### 第3 谷中霊園の再生方針

#### 1 谷中霊園再生のテーマ (本文P14)

提言：谷中霊園再生のテーマ

「谷中霊園 - 寺町の風情と緑陰に包まれ、まちの歴史を育む空間 - 」

谷中霊園は、明治維新により生まれた霊園であり、歴史の証人として、昔と変わらない佇まいを残し、人々に親しまれてきた。

谷中霊園の再生にあたっては、江戸から続く寺町の風情と、長い霊園の歴史に守られてきた緑のなかで、東京の先人たちとその時代に思いをはせることができる場所として、また、今を生きる人々がつどい安らぎを得ることができ、地域と一体となってまちの魅力を作り出す空間として再生していく。

#### 2 5つの再生方針 (本文P15)

再生方針1…江戸以来の歴史や文化を伝える空間として再生

谷中霊園は、江戸から明治への時代の変転と、その後の東京の歩みを今に伝える貴重な歴史・文化遺産といえる。この財産を適切に保全するとともに、後世に引継いでいく空間として再生する。

再生方針2…人々がつどい憩うことができる空間として再生

霊園に訪れるさまざまな人々がつどい、憩うことができる空間を創出し、コミュニケーションが育まれる空間として再生する。

再生方針3…地域の貴重なオープンスペースとして再生

谷中霊園の桜並木や大きな樹木など、地域らしさを形成している緑を将来にわたり適切に保全していくとともに、緑のオープンスペースとしての機能を高めていく。

再生方針4…故人を偲ぶ静謐な空間として再生

霊園としての静謐さを保持し、墓参者が心安らかに故人と対面できる空間としていく。

再生方針5…緑のネットワークの拠点として再生

東京の大きな緑のネットワークを形成するとともに、都心に残された生物の生息空間の重要な拠点として、良好な緑地空間の保全と創造を図る。

## 第4 谷中霊園再生に向けた取組

### 1 再生方針の実現に向けた取組 (本文P16)

#### 歴史的・人文資源の保全と活用

- ・谷中霊園の歴史を今に伝える桜通りや五重塔跡の広場などは、谷中霊園を象徴する広場や園路として位置づけ、保全、活用していく。
- ・著名人墓所や石碑などは、東京の歩みを伝える歴史的な人文資源として保全、活用していく。

#### 広く都民の利用に供する機能の付加

- ・霊園を訪れる都民が、谷中霊園とその周辺の歴史・文化資源などをめぐることができるよう、散策ルートの設定、園路の辻や霊園のエントランスにおける案内板、パンフレットの作成などにより、情報提供を推進していく。

#### 園路・広場の再生と創出

- ・桜通りや五重塔跡の広場などは、歴史を感じさせる空間として改修していく。  
霊園の長い歴史を物語る巨樹については、谷中霊園を特徴付ける広場として保全、活用していく。
- ・一般都民の散策やまちあるきとともに、災害時の避難などに資するため、歩きやすい園路への改修や園路沿いの空間を利用した広場を整備していく。

#### 霊園としての機能の充実

- ・静謐な空間づくりのため、パンフレットやサインなどにより霊園利用マナーの向上を図るとともに、墓所の適正な管理を促進していく。
- ・墓参者の利便を向上するため、園路改修をはじめ、水汲みやゴミ捨て、ベンチ、案内サインなどの霊園施設を充実していく。

#### 緑資源の保全と充実

- ・園内の緑を将来にわたり充実させていくため、地域の景観を形成している大きな樹木等を保全するとともに、彼岸など霊園ならではの季節感の醸成や生物の生息環境としての配慮など、良好な緑の空間づくりを進める。
- ・崖線部の緑は、霊園を保全しつつ、緑の連続性を確保するよう保全、再生していく。

(表 - 5 再生方針とその実現に向けた取り組みの関係)

取組 \ 再生方針	江戸以来の歴史や文化を伝える空間として再生	人々がつどい憩うことができる空間として再生	地域の高質なオープンスペースとして再生	故人を偲ぶ静謐な空間として再生	緑のネットワークの拠点として再生
歴史的・人文資源の保全と活用					
広く都民の利用に供する機能の付加					
園路・広場の再生と創出					
霊園としての機能の充実					
緑資源の保全と充実					

...再生方針の実現に特に効果的な取組

...再生方針の実現に効果的な取組

## 2 谷中霊園再生の概念図 (本文P18)



(図 - 14 谷中霊園再生の概念図)

## 第5 再生を都民・地域と進めるために

### 1 都民、使用者との協力（本文P19）

○使用者および都民一般の深い理解と協力に基づいて霊園の再生を進めるため、事業のPR・説明を十分に行い、意見を聴取しながら推進していくことが重要である。

### 2 地域との連携による再生の推進（本文P19）

地域全体の魅力を向上させ、その価値を一層高めることができるよう、地域の人々やまちづくりと連携して、取り組んでいくべきである。

地域に親しまれている五重塔跡の広場などは、将来とも地域の人々の心のよりどころとなりうるよう配慮していくことが必要である。

### 3 地域にふさわしいデザイン（本文P20）

地域の景観に溶け込み、まち全体の魅力づくりに資するものとするために、施設の整備、改修にあたっては、霊園内外に残っている歴史を感じさせる建物などを参考に、明確なデザインコンセプトを定めて取り組むべきである。

## 第6 再生のために用いる制度・手法

谷中霊園再生のために用いる制度・手法については、リーディングプロジェクトとして実施されている青山霊園の再生に係る制度・手法を基本とする。

### 1 空地の集約・拡大（本文P21）

#### （1） 墓所移転

広場などの整備に当たっては、都が補償を行うことで使用中の墓所を移転し、散在する空き墓所を集約してまとまった用地を生み出す、墓所移転の手法を活用すべきである。

#### （2） 立体式墓地等の設置

現在使用している墓所を返還し、管理や承継が不要となる墓所を希望する使用者に応えるため、青山霊園での今後の実績を踏まえ、谷中霊園再生のテーマにふさわしい立体式墓地等の具体化を図ることが望ましい。

#### （3） 無縁墳墓整理

承継者がいなくなり、管理料が長期間滞納されている無縁墳墓の整理を青山霊園同様積極的に行い、空地の拡大を図るべきである。

#### （4） 墓所返還における特例

再生事業期間中の特例として、墓所を返還する際の条件である原状回復義務を免除し、希望する使用者には立体式墓地への移転受け入れを実施することにより、墓所の返還を促進し、空地を拡大するべきである。

## 2 霊園資源の活用 (本文P25)

---

### (1) 歴史的人文資源の保全と活用

再生にあたっては、歴史的な検証を踏まえ、現在の利用形態や求められる機能との調和を図る必要がある。

著名人墓所を歴史資源として活用することに対しては、使用者の同意を得て取り組んでいくべきである。

桜通り沿いにある数多くの石碑などは、谷中霊園の特徴的な歴史資源と捉え、設置者や縁故者の了解を得ながら、保全・活用していくべきである。

### (2) 緑資源の保全と充実

緑に関する将来計画を策定し、緑の管理を行う必要がある。ここでは、谷中霊園を象徴するような樹木の保全、墓所移転による墓所と樹木双方の保全、崖線部の緑のあり方や桜並木の保全の考え方とともに、生物の生息環境に配慮した緑の空間づくりなどについても定めておくことが求められる。

使用者管理樹木における、都による管理代行や都への寄付、管理協定、NPOなどの活用等について、引き続き検討していく必要がある。

### (3) 個人墓所の適正管理の促進

霊園面積の約半分を占める個人墓所については、適正な管理に関する指針等を設けるとともに、あらゆる機会を捉えて、使用者に良好な空間形成への協力を呼びかけていく必要がある。

### (4) 谷中霊園の魅力を伝えるしくみづくり

地域の人々やボランティアなどとの協力のもとに、霊園とその周辺の歴史・文化資源、自然資源などの情報を発掘するとともに、これを相互に蓄積・共有し、発信していくことが必要である。

## 3 再生事業における財源の確保 (本文P27)

---

霊園と公園との共存という将来像に反しない範囲で貸付けを行い、再生事業の財源確保に努めるべきである。

一般墓地の貸付には複数の種類の区画を用意するとともに、立体式など新しい形式の墓地の提供についても、先行する青山霊園再生事業の動向などを踏まえながら検討していくべきである。

## 第7 再生のスケジュール (本文P28)

霊園の歴史などの調査を踏まえて計画を定める必要がある。

再生事業着手後は、再生のテーマを概ね10年程度で実現できるよう、取り組みを進めるべきである。